

# 令和6年度県制度融資に係る融資実行報告書の提出及び預託について

## 1 融資実行報告書の提出について

(1) 令和6年度の県制度融資に係る県資金の預託は、融資実行店舗から提出された融資実行報告書等に基づき、下表の日程で行います。融資実行したときは、速やかに報告書を提出してください。

なお、融資実行報告書は融資実行した店舗から提出していただきますが、預託は一括して当該金融機関の県内の本母店に対して行います。

(2) 次の資金に係る融資実行報告書を県地域企業支援課（※印は県未来投資・デジタル産業課）に提出してください。

・ 中小企業パワーアップ資金      ・ 緊急経営改善資金      ・ 災害レジリエンス強化資金（※）

(3) 融資実行報告書は、群馬県ホームページにも掲載してあります。なお、緊急経営改善資金の融資実行報告書は、資金専用の様式となっています。

また、県が事業計画の承認を行う中小企業パワーアップ資金及び災害レジリエンス強化資金の融資実行報告書は、承認通知書に添付し、その都度金融機関に送付します。

(4) 保証を義務付けている次の資金は、県信用保証協会に保証に係る貸付実行報告を行うため、県への融資実行報告書の提出は不要です。

・ 小規模企業事業資金      ・ 経営サポート資金（新型コロナウイルス感染症等経済対策資金）  
・ 創業者・再チャレンジ支援資金      ・ 中小企業再生支援資金      ・ 事業承継支援資金

## 2 預託について

(1) 実質金利

**県制度融資の実質金利は2.375%です。（平成29年度～）**

(2) 日程

預託回数	融資実行報告書の提出 (金融機関→地域企業支援課)	預託（県→金融機関）	
令和6年度実行分	1	令和6年4月末まで	令和6年8月13日（火）
		5月末まで	
		6月末まで	
	2	7月末まで	令和6年11月11日（月）
		8月末まで	
		9月末まで	
	3	10月末まで	令和7年2月10日（月）
		11月末まで	
		12月末まで	
4	令和7年1月末まで	令和7年5月12日（月）	
	2月末まで		
	3月末まで		

※令和5年度以前の融資実行分に係る預託について

- ・ **令和5年12月までの融資実行分は、令和6年4月1日(月)に預託を行います。**
- ・ **令和6年1月～3月の融資実行分は、令和6年5月10日(金)に預託を行います。**